

福岡県介護人材確保・定着促進協議会設置要綱の改正について

1. 改正の内容

本協議会は、福岡県介護人材確保・定着促進協議会設置要綱第2条にかかる事項について研究協議することとなっているが、働きやすい介護職場認証制度の開始にともない、「働きやすい介護職場認証制度に係る介護サービス事業所等の認証審査に関すること」を追加するため、設置要綱の改正を行うもの。

2. 改正要綱及び新旧対照表

別添のとおり。

3. 施行日

令和5年9月1日

福岡県介護人材確保・定着促進協議会設置要綱

(目的)

第1条 介護人材の確保・定着・資質の向上に向け、福岡県内の介護職員の現状を把握するとともに、具体的な対策に取り組むため、福岡県介護人材確保・定着促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について研究協議し、意見を交換する。

- (1) 介護人材確保・定着対策に係る情報交換と具体的な推進方策の検討及び実施に関すること。
- (2) 介護人材確保・定着対策に係る取組の支援に関すること。
- (3) 働きやすい介護職場認証制度に係る介護サービス事業所等の認証審査に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から25名程度の委員をもって構成し、福岡県知事が委嘱する。検討事項により委員の範囲を拡大・縮小できるものとする。

- (1) 介護に関する職能団体・事業者団体に所属し介護について見識を有する者。
- (2) 介護に関する団体に所属し介護について見識を有する者。
- (3) 介護を所管する行政機関に所属し介護について見識を有する者。
- (4) 介護に関し学識経験のある者。
- (5) その他特に介護について見識を有するものと認められる者。

2 協議会に、会長一人を置く。

- (1) 会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故等があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 協議会は、第2条に掲げる事項を推進するため、必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会は、協議会委員の所属する団体の中から、部会のテーマに関連の深い団体の委員をもって構成する。

10名程度の委員をもって構成し、検討事項により委員の範囲を拡大・縮小できるものとする。

3 部会に、部会長一人を置く。

4 部会長は、委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和5年9月1日から施行する。